

不動産投資法人及びインフラ投資法人投資口の議決権行使基準

議決権行使に関する内規及び同ガイドラインに基づき、信託財産で保有する不動産投資法人及びインフラ投資法人投資口の議決権行使を行うにあたり、具体的行使基準を以下のとおり定める。

1. 執行役員、監督役員の選任

- a. 在任期間中に業績悪化などにより1年間以上無配の状況が続いているにもかかわらず再任候補者となっている場合、当該再任候補者については原則として賛成しない。
- b. 在任期間中に当該投資法人において法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、経営上重大な悪影響が出ているにもかかわらず再任候補者となっている場合、当該再任候補者については原則として賛成しない。
- c. 10社以上の他社の役員等を兼任している場合、原則として賛成しない。
- d. a.、b.及びc. に該当しない場合は、原則として賛成する。

※役員を選任については、複数の選任候補者に対し一括の行使が求められる場合、経営全体への影響等を勘案し判断する（選任数の3分の1を目処とする）。

2. 会計監査人の選任

原則として賛成する。

3. 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認

資産運用会社との利益相反に留意するが、原則として賛成する。

4. 投資口の合併、併合等

- a. 投資主価値を毀損することが明らかな場合は賛成しない。
- b. a.に該当しない場合、原則として賛成する。

5. 投資法人の解散等

- a. 投資主価値を毀損することが明らかな場合は賛成しない。
- b. a.に該当しない場合、原則として賛成する。

6. 規約の変更

資産運用会社との利益相反に留意するが、原則として賛成する。

7. 投資主提案等

個別に検討する。

以上